

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

阿波市長

公表日

令和8年4月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	予防接種事務	
②事務の概要	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病の予防接種を阿波市に居住する者に対し、予防接種を勧奨し実施している。また、予防接種をうけた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、傷害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときには、給付を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年3月31日以前の接種に関して、予防接種に実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体統合宛名システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
予防接種事務ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 別表14の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・第19条第6号（委託先への提供）	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 【情報照会】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 健康推進課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	阿波市役所 総務課 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-8700 阿波市役所 健康推進課 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-6815	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	阿波市役所 健康推進課 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-6815	

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」及び「阿波市個別情報の取扱いに関する管理規定」を遵守している。また、特定個人情報の取扱いに関して、複数人で確認し、施錠できる書棚等に保管を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス可能な職員は、指静脈認証、IDとパスワードによる二段階認証で管理し、アクセス権限を設定している。またアクセスが可能な職員は年度ごとに見直し適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月22日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 大木 悠子	健康推進課長 藤野 芳大	事後	
平成30年5月11日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康推進課長 藤野 芳大	健康推進課長 友行 仁美	事後	
令和1年6月27日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康推進課長 友行 仁美	課長	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病の予防接種を阿波市に居住する者に対し、予防接種を推奨し実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、傷害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときには、給付を行う。	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病の予防接種を阿波市に居住する者に対し、予防接種を推奨し実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、傷害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときには、給付を行う。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 別表第一省令第10条	・番号法第9条第1項 別表第一 10項、別表第一省令第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第7号、別表第二 第17,18,19の項	情報照会:番号法第9条第8号、別表第二 16の2項、第17項、18項、19項 情報提供:番号法第9条第8号、別表第二 16の2項、16の3項	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月22日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年4月22日	IIしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月22日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年12月28日	IIしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年12月28日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病の予防接種を阿波市に居住する者に対し、予防接種を推奨し実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、傷害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときには、給付を行う。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病の予防接種を阿波市に居住する者に対し、予防接種を推奨し実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、傷害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときには、給付を行う。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・令和6年3月31日以前の接種に関して、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項、別表第一省令第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 別表14の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月24日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項 情報照会:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項	【情報提供】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 【情報照会】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項	事後	
令和8年2月24日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	Ⅳリスク対策 5. 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事後	
令和8年2月24日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和8年2月24日	Ⅳリスク対策 9. 実施の有無	[] 自己点検	[○] 自己点検	事後	
令和8年2月24日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和8年4月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	阿波市役所 企画総務課 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-8700 阿波市役所 健康推進課 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-26-6815	阿波市役所 総務課 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-8700 阿波市役所 健康推進課 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-26-6815	事後	